

自然災害等が発生した場合の授業の取扱いについて

九州職業能力開発大学校

1. 北九州市において、特別警報が発令された場合の授業の取扱いは、次のようにします。
 - イ. 授業中に発令された場合は、直ちに授業を取りやめ休講とします。
 - ロ. 登校前に発令された場合は、下記のとおりとします。
 - a. 午前 6 時までに解除されたときは、平常通り授業を行います。
 - b. 午前 10 時までに解除されたときは、午前の授業は休講とし、午後の授業は行います。
 - c. 午前 10 時までに解除されないときは、全授業を休講します。
2. 交通機関が自然災害やスト等のため運休した場合の授業の取扱いは、次のようにします。
 - イ. 北九州モノレールまたは J R 九州（北九州市内の鹿児島本線・日豊本線）が運休したときは、下記のとおりとします。
 - a. 午前 6 時までに運行したときは、平常通り授業を行います。
 - b. 午前 10 時までに運行したときは、午前の授業は休講とし、午後の授業は行います。
 - c. 午前 10 時までに運行しないときは、全授業を休講します。
 - ロ. その他の公共交通機関が運休したときは、休講としません。
 - ハ. 通学に利用している交通機関が運休した場合は、下記に連絡をして自宅等で待機し、復旧を待って登校してください。 Tel（学務課）：093-963-8353